

肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱の一部改正について  
～補填金単価の算定方法の一部改正～

かねてから契約生産者の方からご要望をいただいております「補填金単価の算定方法の見直し」について、国に対して要望をおこなったところ平成25年8月30日付にて肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱が下記のとおり一部改正されましたので、お知らせいたします。

改正については、平成25年7月期より「と畜経費」を平均生産費の算定に用いられます。

記

1 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱の一部改正

「補填金単価の全国算定」に係る平均生産費について、その算定に用いる費用に「と畜経費」が新たに追加されました。

2 と畜経費について

と畜経費とは、と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、冷蔵庫保管料（1日分相当）及び格付け料（公益社団法人日本食肉格付協会が定める料金）を指し、食肉中央卸売市場及び指定市場（28市場）における各市場の1頭当たりのと畜経費を各市場の取引成立頭数で加重平均して得た額となります。